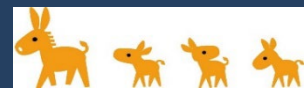


# 認知症施策推進大綱の実施状況について(概要)

---

令和6年1月26日

# 【認知症施策推進大綱】 主なKPI／目標



※各数値はR5.6月末までに把握したものであり、<>内は大綱策定時の実施状況

## 1. 普及啓発・本人発信支援

### (1) 認知症に関する理解促進

KPI/目標	所管	R5.6月末時点の実施状況(※)	R5.7月以降の取組内容
企業・職域型の認知症サポーター養成数 400万人 (認知症サポーター養成数 1500万人)	厚生労働省	【企業・職域型】 約303万人(R5.6)、約291万人(R4.6)<約234万人(H31.3)> 【認知症サポーター】 約1,464万人(R5.6)、約1,391万人(R4.6)<約1,144万人(H31.3)>	引き続き、認知症サポーターの養成を進め、特に企業・職域型の認知症サポーターの養成に努める。また、認知症サポーターの養成を切れ目なく進めていくために、オンライン講座の活用を促し、受講機会拡大を図る取組を実施していく。
世界アルツハイマーデー及び月間における普及・啓発イベント等の開催	厚生労働省	・世界アルツハイマーデーにあわせて、令和4年9月20日～22日までの間、認知症施策関係省庁とともに、認知症サポーターのシンボルである「オレンジリング」を庁舎等に浮かび上がらせる取組(オレンジリングドレスアップ)を実施。 ・都道府県や市町村等へ世界アルツハイマー月間中の認知症に関する普及啓発イベントの実施を依頼。(47都道府県4,143イベント(R4)、47都道府県2,423イベント(R3))	・令和5年度においても、9月19日～22日までの間、認知症施策関係省庁とともに、オレンジリングドレスアップを実施。 ・都道府県や市町村等へ世界アルツハイマー月間中の認知症に関する普及啓発イベントの実施を依頼した。 ・令和6年度以降については、共生社会を実現するための認知症基本法に基づく「認知症の日」及び「認知症月間」となったことを踏まえた対応も検討する。

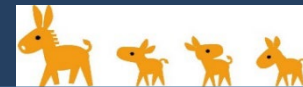
### (2) 相談先の周知

市町村における「認知症ケアパス」作成率 100%	厚生労働省	【市町村における「認知症ケアパス」作成率】 93.7%:1,631市町村(R4)、92.2%:1,605市町村(R3) <79.4%:1,382市町村(H30)>	・引き続き、認知症ケアパスの作成において主導的な役割を担う認知症地域支援推進員の市町村への配置について、地域支援事業により支援を行う。
各市町村で構築される権利擁護支援の地域ネットワークにおける、法テラスの法的支援制度の円滑利用	法務省	関係機関を集めた協議会の開催や、個別の業務説明等を通じて、無料法律相談や弁護士費用等の立替えを行う民事法律扶助制度を周知。	引き続き、民事法律扶助制度の周知を行う。

### (3) 認知症の人本人からの発信支援

認知症本人大使(希望宣言大使(仮称))の創設	厚生労働省	令和5年5月に実施されたG7長崎保健大臣会合への参加など、国が行う認知症の普及啓発活動へ参加・協力していただいた。	・認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議に希望大使の参画をいただき、その意見をとりまとめに反映した。 ・令和6年1月21日に7名の認知症の人を希望大使として任命(新任2名・再任5名)した。 ・令和6年度は認知症の本人の意見を聴きながら、国が行う普及啓発活動などに協力いただく予定。
全都道府県においてキャラバン・メイト大使(仮称)の設置	厚生労働省	令和3年3月30日、全国初の地域版希望大使が静岡県で委嘱され、その後も令和5年6月までに香川県、大分県等15都府県において設置(計16都府県)。	・令和4年度老人保健健康増進等事業により実施した地域版認知症希望大使の普及促進と活動支援に関する調査研究の結果について、都道府県に周知を行った。 ・引き続き、ホームページやSNSにおいて、地域版希望大使に関する周知を行う。

# 【認知症施策推進大綱】 主なKPI／目標



## 2. 予防

### (1) 認知症予防に資する可能性のある活動の推進

KPI/目標	所管	R5.6月末時点の実施状況	R5.7月以降の取組内容
介護予防に資する通いの場への参加率を8%程度に高める	厚生労働省	<p>【通いの場への参加率】 <b>4.8%(R3)</b>、4.5%(R2) &lt;5.7%(H30)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通いの場への参加率は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度に低下したが、令和3年度で再び上昇に転じた。</li> <li>・通いの場での活動の再開や推進を図るため、好事例の横展開や特設WEBサイト及び通いの場アプリを活用した情報発信、国による広報等を実施した。</li> <li>・介護保険保険者努力支援交付金により介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、好事例の横展開や特設WEBサイト及び通いの場アプリを活用した情報発信等を実施する。</li> <li>・通いの場の普及展開を図るためのマニュアルを作成し、自治体に周知するとともに、活用を促進する。</li> </ul>
成人の週1回以上のスポーツ実施率を70%に向上させる(2026年度末)	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20歳以上の週1日以上スポーツ実施率 <b>52.3%(R5.3)</b> &lt;53.6%(R1.2)&gt;</li> <li>・スポーツ参画人口拡大に向けた取組モデルの創出や優れた取組の表彰等を、前年度に引き続き実施するとともに、令和4年度より新たにスポーツ実施率の向上に向けた総合研究を開始。</li> <li>・介護予防をはじめ、医療と連携した地域における運動・スポーツの習慣化が促進されるよう、スポーツを通じた健康増進に資する取組を前年度に引き続き支援。</li> </ul>	<p>引き続き、「第3期スポーツ基本計画」に基づき、性別、年齢、障害の有無等に関わらず、スポーツの実施について広く一般に向けた普及啓発や環境整備等を行うため、スポーツ実施率の向上に向けた総合研究やスポーツ人口拡大に向けた取組モデルの更なる創出、地域における運動・スポーツの習慣化への支援等を行う。</p>

## 3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

### (1) 早期発見・早期対応、医療体制の整備

KPI/目標	所管	R5.6月末時点の実施状況	R5.7月以降の取組内容
初期集中支援チームにおける訪問実人数全国で年間40,000件医療・介護サービスにつながった者の割合65%	厚生労働省	<p>【訪問実人数】 <b>15,280人(R4)</b>、16,405人(R3) &lt;17,972人(H30)&gt;</p> <p>【医療・介護サービスにつながった者の割合】</p> <p>医療につながった者: <b>87.4%(R4)</b>、84.6%(R3)</p> <p>介護につながった者: <b>67.2%(R4)</b>、66.1%(R3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度老人保健健康増進等事業「認知症初期集中支援推進事業のあり方に関する調査研究」において自治体向け手引きを作成し、自治体に周知。</li> <li>・令和5年度老人保健健康増進等事業「認知症施策のあり方に関する調査研究事業」において、初期集中支援チームの活動を含めた、認知症施策のあり方を検討を開始。</li> </ul>	<p>自治体向け手引きの周知活用を促していくとともに、令和5年度老人保健健康増進等事業「認知症施策のあり方に関する調査研究事業」において、初期集中支援チームの活動を含めた、施策のあり方を引き続き検討する。</p>
認知症疾患医療センターの設置数全国で500カ所、二次医療圏ごとに1カ所以上	厚生労働省	<p>【認知症疾患医療センター設置数】 <b>499カ所(R4.10)</b> &lt;449カ所(R1.4)&gt;</p> <p>【二次医療圏】</p> <p><b>318カ所:94.9%(R4.10)</b> &lt;301カ所:89.9%(R1.4)&gt;</p> <p>令和4年度老人保健健康増進等事業「認知症疾患医療センターの整備方針に関する調査研究」において認知症疾患医療センターの整備方針・整備目標の妥当性の検証や、事業評価のあり方について検討した結果を自治体に周知。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症疾患医療センターについて、アルツハイマー病の新しい治療薬対応に伴う相談等に係る予算を令和6年度予算案に計上。</li> <li>・令和5年度老人保健健康増進事業「認知症の医療提供体制に関する調査研究」において、アルツハイマー病の新しい治療薬の診療を含む、認知症疾患医療センターを中心とした地域の医療体制を検討。</li> </ul>



## 3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

### (2) 医療従事者等の認知症対応力向上の促進

KPI/目標	所管	R5.6月末時点の実施状況	R5.7月以降の取組内容
医療従事者に対する認知症対応力向上研修受講者数 ①かかりつけ医 9万人 ②認知症サポート医 1.6万人 ③歯科医師 4万人 ④薬剤師 6万人 ⑤医療従事者 30万人 ⑥看護師等(病院勤務)4万人 看護師等(診療所、訪問看護等)実態把握の上検討	厚生労働省	① <b>76,738人(R4)</b> 、72,299人(R3) < 63,020人(H30) > ② <b>13,439人(R4)</b> 、12,370人(R3) < 9,878人(H30) > ③ <b>25,086人(R4)</b> 、21,824人(R3) < 12,465人(H30) > ④ <b>48,297人(R4)</b> 、42,564人(R3) < 24,226人(H30) > ⑤ <b>202,130人(R4)</b> 、188,622人(R3) < 147,456人(H30) > ⑥ <b>29,397人(R4)</b> 、25,892人(R3) < 14,953人(H30) > 令和4年度老人保健健康増進等事業「認知症対応力向上研修(看護職員認知症対応力向上研修事業)のカリキュラム及び実施方法に関する調査研究事業」において、看護師の研修カリキュラムの見直しを行い、実施要綱を改正。	令和5年度老人保健健康増進等事業「かかりつけ医等の認知症対応力向上研修カリキュラムに関する調査研究」において、医療系研修全般に、共生社会の実現を推進するための認知症基本法やアルツハイマー病の新しい治療薬等に関する最新情報の内容を入れ込み、既存の教材の見直しについて検討を行う予定。

### (3) 介護サービス基盤整備・介護人材確保・介護従事者の認知症対応力向上の促進

介護従事者に対する認知症対応力向上研修受講者数 ①認知症介護指導者養成研修 2.8千人 ②認知症介護実践リーダー研修 5万人 ③認知症介護実践者研修 32万人 ④認知症介護基礎研修 介護に関わるすべての者が受講	厚生労働省	① <b>2,686人(R4)</b> 、2,608人(R3) < 2,469人(H30) > ② <b>52,026人(R4)</b> 、49,696人(R3) < 43,762人(H30) > ③ <b>330,007人(R4)</b> 、317,394人(R3) < 283,299人(H30) > ④ <b>109,046人(R4)</b> 、78,244人(R3) < - >	共生社会の実現を推進するための認知症基本法の内容を踏まえた研修カリキュラムの改正や、オンライン化の推進など、受講しやすい環境づくりと研修のあり方について検討を行う予定。
---	-------	--	--

### (4) 医療・介護の手法の普及・開発

認知症対応プログラムの開発	厚生労働省	令和3年度介護報酬改定に関する審議報告も踏まえ令和5年度においても老人保健健康増進等事業「BPSDの予防・軽減を目的とした認知症ケアモデルの普及促進に関する調査研究」「認知症の評価尺度のあり方に関する調査研究」等で引き続き検討を実施。	・令和3年度介護報酬改定に関する審議報告も踏まえ、老人保健健康増進等事業「BPSDの予防・軽減を目的とした認知症ケアモデルの普及促進に関する調査研究」での検討を踏まえ令和6年度介護報酬改定において平時からの認知症の行動・心理症状の早期対応等に資する取組を推進する観点から認知症のチームケアを評価する新たな加算を創設予定。 ・「認知症の評価尺度のあり方に関する調査研究」の検討を踏まえ認知症の評価尺度のLIFEでの活用を検討。
---------------	-------	---	---

### (5) 認知症の人の介護者の負担軽減の推進

認知症カフェを全市町村に普及	厚生労働省	【認知症カフェ】 <b>89.8% : 1,563市町村(R4)</b> 、88.4% : 1,539市町村(R3) < 81.1% : 1,412市町村(H30) > 令和5年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標(市町村版)に認知症カフェの設置運営に関する項目を設け、取組実施を促進。	・引き続き、地域支援事業の認知症総合支援事業(認知症地域支援・ケア向上事業)によって、認知症カフェの開設による認知症の人の家族に対する支援事業を担う認知症地域支援推進員の市町村への配置を支援する。 ・令和6年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標(市町村版)においても認知症カフェの設置運営に関する項目を設け、取組実施を促す。
----------------	-------	---	--



## 4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

### (1) 「認知症バリアフリー」の推進

KPI/目標	所管	R5.6月末時点の実施状況	R5.7月以降の取組内容
バリアフリー法に基づく基本方針における整備目標の達成	国土交通省	令和3年度から5年間を目標期間とする新たなバリアフリー整備目標を策定し、都市部のみならず地方部を含めたハード面のバリアフリー化整備、移動等円滑化促進方針・基本構想の作成促進、「心のバリアフリー」の取組を中心としたソフト対策の充実など、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化の取組を着実に推進。	引き続き、現行のバリアフリー整備目標達成に向けて、都市部のみならず地方部を含めたハード面のバリアフリー化整備、移動等円滑化促進方針・基本構想の作成促進、「心のバリアフリー」の取組を中心としたソフト対策の充実などを通して、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化を推進していく。
居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率 50% (2030年度末)	国土交通省	【居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率】 <b>30%(R4)</b>	引き続き、地方公共団体や関係団体等と連携した制度の周知や、予算措置等により、市区町村自らの居住支援協議会の設立促進を図っていく。
全市町村で、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジなど）を整備	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【チームオレンジ設置】</li> <li>・<b>47都道府県で339市町村、1059チーム(R4)</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・&lt;45都道府県で220市町村、492チーム(R3)&gt;</li> </ul> </li> <li>・チームオレンジコーディネーターを養成するオレンジ・チューター研修をオンライン等で開催。</li> <li>・令和5年度保険者機能強化推進交付金に係る評価指標(市町村版)にチームオレンジに関する項目を設け、取組実施を促進。</li> <li>・令和4年度老人保健健康増進等事業においてチームオレンジの立ち上げ支援の在り方に関する調査研究を実施し、その結果を令和5年6月に都道府県を通じて市町村に周知。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域支援事業の認知症総合支援事業(認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業)による、チームオレンジの整備・運営を支援するチームオレンジコーディネーターの市町村への配置の支援を継続する。</li> <li>・オレンジ・チューターなどのチームオレンジに関わる人材育成に関する研修の開催への支援を継続する。</li> <li>・市町村の取組状況を調査・把握し、都道府県へ共有。</li> <li>・全国課長会議等を通じて、チームオレンジの取組状況について、上記の内容を周知する。</li> <li>・令和6年度保険者機能強化推進交付金に係る評価指標(市町村版)においてもチームオレンジに関する項目を設け、取組実施を促す。</li> <li>・令和5年10月には、「チームオレンジの効果的実施に関するセミナー」を開催し、取組実施を促した。</li> </ul>
成年後見制度の利用促進について(2024年度末) ①中核機関(権利擁護支援センター等を除く)を整備した市町村数 全1741市町村 ②リーフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市町村数 全1741市町村 ③リーフレット等による任意後見制度の周知を行っている市町村数 全1741市町村 等	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>①<b>935市区町村(R4.4)</b></li> <li>②<b>1471市区町村(R4.4)</b></li> <li>③<b>1031市区町村(R4.4)</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の利用促進については、引き続き、令和4年3月に閣議決定した「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、総合的な権利擁護支援策の充実、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関の整備等の取組を推進する。</li> <li>・第二期計画の考え方を踏まえ、取組が遅れている小規模市町村への支援として、市町村職員を対象としたセミナーにおいて先進自治体の実践報告を含めた情報発信を行うとともに、都道府県の市町村支援機能強化のため、都道府県職員等の交流会を通じて、都道府県間の情報交換や共有を促す。</li> <li>・また、令和6年度は第二期基本計画の中間検証として、各施策の進捗状況等を踏まえた課題の整理・検討を行うこととしており、その結果も踏まえつつ、各種取組の更なる促進を図っていく。</li> </ul>



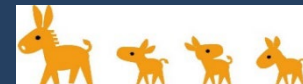
## 4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

### (1) 「認知症バリアフリー」の推進

KPI/目標	所管	R5.6月末時点の実施状況	R5.7月以降の取組内容
消費者被害に関する注意喚起の継続的な実施	消費者庁 警察庁 金融庁	<p>【消費者庁】関係機関と連携し、生命保険に関する消費者トラブルを防止するための注意喚起を実施。</p> <p>【警察庁】幅広い世代に対し高い発信力を有する著名な方々により結成されたプロジェクトチーム(SOS47)と各種広報啓発行事を実施するとともに、自治体及び防犯ボランティア等の関係機関等と連携し、被害の発生状況等に応じた効果的な啓発を実施。</p> <p>【金融庁】・偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況を公表。 ・預金口座の不正利用に係る情報提供件数等を公表。 ・警察庁と連携し、業界団体に対し、フィッシング詐欺に係る被害防止対策の検討・実施を要請。金融庁ウェブサイトにて、利用者に向けて不正送金の手口や注意点について注意喚起を実施。 ・2022年改正資金決済法の施行にあわせ、電子移転可能型前払式支払手段の不適切な利用の防止に係る監督上の着眼点を明確にするため、事務ガイドラインを改正。 ・金融庁との連携のもと、日本資金決済業協会において、資金移動サービスの不正利用被害の発生状況や被害が発生した場合の補償状況について公表。 ・各財務(支)局において、講演等を通じた投資詐欺等についての注意喚起・金融知識の普及啓発を実施。</p>	<p>【消費者庁】今後も引き続き、関係機関と連携し、消費者トラブルを防止するための注意喚起を実施。</p> <p>【警察庁】・引き続き、ウェブサイトの活用や、政府広報室と連携したテレビ番組、ラジオ番組やインターネットバナー広告等により、特殊詐欺被害防止に向け、効果的な各種取組を実施していく。 ・引き続き、幅広い世代に対し高い発信力を有する著名な方々により結成されたプロジェクトチーム(SOS47)と各種広報啓発行事を実施するとともに、自治体及び防犯ボランティア等の関係機関等と連携し、被害の発生状況等に応じた効果的な啓発を実施していく。</p> <p>【金融庁】・2022年以降、インターネットバンキングでフィッシングによるものと推察される不正送金の被害が急増している点に鑑み、警察庁、全銀協等の関係機関と連携し、新たな手口を含む不正送金・利用者被害の実態を踏まえた対策の実施や、顧客へのセキュリティ対策に係る情報提供や啓発といった取組みを、預金取扱金融機関やその他の決済サービスを提供する事業者に促すとともに、これらの事業者に対するモニタリングの強化を図っていく。 ・特殊詐欺対策に係る取組を引き続き実施していく。</p>
本人の意見を踏まえた商品・サービスの登録件数(本人の意見を踏まえ開発された商品・サービスの登録制度に関する検討結果を踏まえて設定)	厚生労働省 経済産業省	<p>【厚生労働省】経済産業省が事務局となっている認知症イノベーションアライアンスワーキンググループにおいて、本人の意見を踏まえた商品・サービス開発について議論が行われており、同WGに参画した。</p> <p>【経済産業省】、認知症イノベーションアライアンスワーキンググループにおいて、当事者(本人)の意見を踏まえた商品・サービス開発モデルである「当事者参画型開発モデル」について、生活課題に応じた個社のプロトタイプングを支援するため、実践企業の公募を実施した。</p>	<p>【厚生労働省】引き続き、認知症イノベーションアライアンスWGに参画し、必要な協力方策を検討していく。 また、厚生労働省が事務局となっている認知症バリアフリーWGにおいても認知症バリアフリーの取組をさらに広げていくため、本人・家族の希望を聴きながら、幅広く、個別の業種における接遇方法に関する手引きを作成し、普及する。</p> <p>【経済産業省】引き続き、「当事者参画型開発モデル」公募採択企業の支援及び、実践企業、参画当事者の拡大に向けた検討を「オレンジイノベーション・プロジェクト」として実施していくとともに、本プロジェクトに関する表彰制度等についても、認知症イノベーションアライアンスWGにおいて協議予定。</p>

### (2) 若年性認知症の人への支援

KPI/目標	所管	R5.6月末時点の実施状況	R5.7月以降の取組内容
全若年性認知症支援コーディネーターが初任者研修・フォローアップ研修を受講	厚生労働省	<p>・令和4年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、初任者研修・フォローアップ研修の受講を周知。</p>	<p>・介護保険事業費補助金の認知症施策等総合支援事業(若年性認知症施策総合推進事業)による、若年性認知症支援コーディネーターの設置に係る費用の支援を継続する。</p> <p>・全国課長会議等で、初任者研修・フォローアップ研修の受講について周知を行う。</p> <p>・令和5年10月現在の受講状況(フォローアップ研修は令和5年度受講予定含む) ○初任者研修:137人/142人(96%) ○フォローアップ研修:111人/133人(83%)</p>



## 5. 研究開発・産業促進・国際展開

- (1) 認知症の予防、診断、治療、ケア等のための研究
- (2) 研究基盤の構築
- (3) 産業促進・国際展開

KPI/目標	所管	R5.6月末時点の実施状況	R5.7月以降の取組内容
認知症のバイオマーカーの開発・確立 POC取得5件以上	文部科学省 厚生労働省	<p>【文部科学省】タウPET画像をAIで解析し、疾患の種別を高い精度で識別し、かつ疾患の重症度の尺度としても有用となる新技術を創出。認知症状を示す疾患と示さない疾患のバイオマーカーとなる複数の候補を発見。</p> <p>認知症の責任神経回路の解明に向けた研究や診断・層別化のためのバイオマーカーの開発を推進。</p> <p>【厚生労働省】創薬の推進とともにPOCの確立したバイオマーカーの臨床データ収集を進めるとともに、さらなる開発のための反応性アストログリオシスの定量化等による研究開発を推進。</p>	<p>【文部科学省】引き続き、認知症の責任神経回路の解明に向けた研究やバイオマーカーの開発を推進する。</p> <p>【厚生労働省】アルツハイマー病の新しい治療薬の臨床使用に向けて、POCの確立したバイオマーカーの臨床データの収集と整理を進めるとともに、さらなる開発のための反応性アストログリオシスの定量化等による研究開発を進めていく。</p>
認知機能低下抑制のための技術・サービス・機器等の評価指標の確立	経済産業省	「認知症等対策官民イノベーション実証基盤整備事業」において、多因子介入(運動指導・栄養指導・認知機能訓練)による効果検証を実施。同時に、非医療者でも利活用可能な評価指標についても検証を実施。	多因子介入による効果検証成果について、社会実装に関する検討を実施するとともに、非医療者でも利活用可能な評価指標についても引き続き検証を実施していく。
日本発の認知症の疾患修飾薬候補の治験開始	厚生労働省	日本発の認知症の疾患修飾薬であるBAN2401(エーザイ社)(抗アミロイドβ抗体治療薬)について、令和5年1月に承認申請がなされたところであり、承認に伴う課題の整理を実施。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年9月にレカネマブが承認され、同年12月に保険収載された。</li> <li>・今後の更なる創薬を進めるために、AMED医薬品プロジェクトにおいて、新たに認知症研究開発事業を創設した。</li> </ul>
認知症の予防・治療法開発に資するデータベースの構築と実用化	文部科学省 厚生労働省	<p>【文部科学省】引き続き追跡調査を継続し、累計約6000人の経時データを取得。アカデミアとの共同研究を強力に推進し、疾患関連遺伝子と脳MRI画像及び心理・認知機能検査情報、ゲノム・オミックス情報との網羅的解析を実施。</p> <p>【厚生労働省】認知症発症前の者(健常、軽度認知障害)、一部認知症患者を対象とした大規模認知症コホートにおいて、発症に関連する危険因子、予防因子を同定できるようデータ分析等を実施。</p>	<p>【文部科学省】引き続き追跡調査を継続し、年度末までに累計約7000人の経時データを取得するとともに、各種共同研究をはじめとするデータ解析等を進める。</p> <p>【厚生労働省】引き続き研究を支援・推進していく。</p>
薬剤治験に即刻対応できるコホートを構築	厚生労働省	<p>Webスタディ 13,558人(R5.6時点)</p> <p>オンサイトスタディ 573人(R5.6時点)</p> <p>治験組み入れ候補(認知症前臨床期)の登録 42人</p> <p>・令和5年度から遺伝性認知症のコホートの構築について検討を開始。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルツハイマー病の新しい治療薬の上市に伴い、早期診断の活発化をふまえた、新たな研究体制の構築を検討していく。</li> <li>・引き続き、遺伝性認知症のコホートの構築を推進、薬剤治験への対応を進めていく。</li> </ul>

# 認知症施策推進大綱(概要)(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定)



## 【基本的考え方】

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」※を車の両輪として施策を推進

※1 「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味

※2 「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味

## コンセプト

- 認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっている。
- 生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を活かしていくことで極力それを減らし、**住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す。**
- 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、**予防を含めた認知症への「備え」としての取組を促す。結果として70歳代での発症を10年間で1歳遅らせることを目指す。**また、認知症の発症や進行の仕組みの解明や予防法・診断法・治療法等の研究開発を進める。

## 具体的な施策の5つの柱

### ① 普及啓発・本人発信支援

- ・企業・職域での認知症サポーター養成の推進
- ・「認知症とともに生きる希望宣言」の展開 等

### ② 予防

- ・高齢者等が身近で通える場「通いの場」の拡充
- ・エビデンスの収集・普及 等

### ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- ・早期発見・早期対応の体制の質の向上、連携強化
- ・家族教室や家族同士のピア活動等の推進 等

### ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

- ・認知症になっても利用しやすい生活環境づくり
- ・社会参加活動等の推進 等

### ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

- ・薬剤治験に即応できるコホートの構築 等

認知症の人や家族の視点を重視